

## ポ ー ラ ン ド 編

### I ポーランドの教育概況

大戦前のポーランドの教育は極めて低調であった、即ち学齢人口の10%以上が未就学であったし、当時の義務教育7年制を満身に修了した若者は $\frac{1}{4}$ 程度に過ぎなかったと云はれる。

戦後 1952年7月 ポーランド人民共和国憲法が成立し、経済復興計画の推進と共に、教育の普及も又著るしい達成を見た。特に 1961年7月15日の法律(後述)に基づき実施された新教育計画は、基礎職業訓練学校(basic vocational training school)と工業学校(technical school)の教科課程の改訂を中心に進められた。

当時のポーランドの学校組織は、7年制の小学教育を了へて中等学校教育即ち4年制の普通学科コース(senior general secondary school)又は実業科コース(technical secondary school)或いは農村子弟のための農業予備学校(2年制: agricultural preparatory school)、その他基礎職業学校(basic vocational school: 公立以外に企業の自設自営のplant schoolも含む)へと進学する仕組みとなっており、更に上級進学希望者のための高等教育機関として、大学、単科大学、工業専門学校(technical college: テクニクム)があった。

即ち、学齢人口の80%以上が7年制小学校を了へて、更にその83%の生徒が上記の各中等教育機関へ進む程になった。

(1962~63 学校年度に於ける上級進学即ち高等教育機関在学学生総数は141,600名に達しその内5万人は成人であった。これは各大学が成人にも開放されたからであり、特に戦後数年間は社会主義的教育政策によって大学進学者の80%は労働者、農民の家庭出身者を優先する方策を採った、これは戦前

とは全く変貌した様相であった。)

註： 上級学校グループの内訳としては：

大 学	8 校	( 600 年の伝統を誇るクラクフ大学を含めて)
工業大学	15 "	
医科大学	10 "	
その他各種単科大学専門学校( 指導員養成のカレッジを含む)		

## II ポーランドの教育と訓練

ポーランド人民共和国の教育と訓練制度に関する基本法は 1961 年 7 月 15 日公布され、以後この国の教育制度や職業訓練は新しい展開を見せて来たのである。

### (A) 教育・訓練のパターン

先ず此の国の職業訓練のパターンは“ヨーロッパの職業訓練”前編(訓大報告書 №20 昭和 44 年度版 P. 13)で各国の様式を三つの類型に区分した処によれば、その(2)学校ベースの職業教育制度に属するものと謂へる。西ヨーロッパの伝統的なアプレンティス制度は、東ヨーロッパの計画経済下の土壤を背景に、特にポーランドの如き産業国有化法の基盤の上で企業内訓練の様式も西歐的な、アプレンティス契約に基く養成方式よりも学校形式の訓練に比重を置き、殊に 1958 年以降から大企業筋は自社の必要性から熟練工の訓練のために組織的に所謂工場学校(plant school)を開設し又独自で開校の無理な企業は双互協力して共同工場学校(interplant school)を設置し、茲来この方式が今日の熟練産業労働者の主要な養成方式となってきたのである。従って公立の基礎職業学校と相並んで企業自設の工場学校はポーランドの青少年の技能教育の役割を果すのである。故に此の国の職業教育・訓練のパターンは学校ベースと称し得るのである。但し国の教育組織の中に占める中等教育機関としての基礎職業学校(basic vocational school)

の訓練職種とプラント・スクールのそれとは経済のニードや、企業側の生産性の要請から、教科対象としての職種上の相違があり、後者は主として、金属冶金系、鋳業系、電力・化学工業系職種の指導を目途としている。

(B) 企業内技能者養成のための工場学校 (plant school) について：

1961年以來、ポーランドは 1960年7月9日の閣僚會議決議第191号に基き全企業がそれぞれ所定数の若年労働者に対し全日制又は定時制の職業訓練を供与しなければならないのである。訓練中のこれら若年見習工の賃金は各関係産業の經濟計画の中で特別予算項目として計算に入れられる。又各企業の雇用労働者の総数に対する見習工の工場学校への受入数の比率は、閣僚會議附設の企画委員會の議長が他の関係各当局と協議して、各企業の人事上の要請と照合して、各地域各分野に応じて決定する。

産業別関係各省大臣とポーランド人民委員會最高會議とは、各企業が多数の若者を彼等に職業訓練を供与する見地から採用するについて必要な措置を採るものである。その際此の職業訓練は所要の基準に従うものである。そこで次の諸措置が採らねばならないのである。

- (1) 大企業では労働者のために基礎職業学校 (即ち工場学校：plant school) を設置すること。
- (2) 工業関係の企業内で見習工訓練のための特定の場所又は実習場 (workshop) を設置すること。その場合最少限度の安全衛生条件を備えること。大企業は、上記の訓練施設建物を企業投資計画の中に盛り込むのである。

その後1960年7月のポーランド閣僚會議の決定191号に就て部分的修正が1962年5月25日に措置され、これによって企業の雇用する全労働者数と採用見習生数の最低比率の決定に関しては人民委員會最高會議が独自で決定すべきものとなっている。

(C) 1961年9月1日より実施の新教育計画について

—主として基礎職業学校と工業学校の教科課程の修正—

1961年7月の法律を軸として9月より実施に移った基礎職業学校と工業学

校 (technical school) の改訂の重点は、実技実習の時間を従来より10%だけ増加したことにある。この措置の狙いは、従前からの実技と学科の比率のバランスの是正にあった。この結果、基礎職業学校に於ては実技実習は訓練期間の55%を占め、工業学校では26%となった。

基礎職業学校に於ける学科の時間数は、原則としては、各職種別コースの何れにしろ、1日6時間を超えてはならない。上記のように実習時間がふえたのは、学科の中の数学に充当された時間の相当部分をへらして、その分を、実習コース、例えば溶接、鍛造、鑄造、溶融、型造り、職種コースの実習に充当する。

尚、基礎職業学校の教科課程では原則として、青少年訓練生の対めにも成人の受講者に対しても同じ時間数によって一般学科、関連共通専門学科及び特に機械製作や電子工学等を指導する。

一方、工業学校の上級クラスの学生の現場実習訓練の時間数を延長する。それは学校年度の第二学期の実習期間を定めて実施するもので6ヶ月間の期間とする。年間週3日制を採ることも出来る。

工業学校 (technical school) の生徒は基礎職業学校の訓練生に比べてやや広汎な職業資格を取得すべきであり、彼等が現場での実習訓練に当って生産技能訓練期間中にもっと職種の専門分化の過程で訓練を受ける可きであることが新教育訓練計画の中で唱はれている。

### Ⅲ 特定の青少年に対する職業訓練の義務化

(A) 1967年7月15日の法律 (教育・訓練制度関係法) 第37条に基いて、ポーランド閣僚会議 (the Council of Ministers) は次のような措置を採ったのである。

即ち、国家経済の要請と人的資源活用の見地からポーランド人民委員会最高会議は、普通高等教育担当相と協議の上で、国内各都市に於て、15才乃至18才の若者で学校にも通っていないか雇用されていない者に対しては職業訓練を義務づけるための措置と時機を決定すべきものとした。

この場合の訓練は文部省の定める諸原則に従って、所管政府部局が設置する学校又は職業コースで供与されねばならない。更に又人民委員会最高会議の要請に基づいて此の種の学校又は訓練コースは会社法人団体や労働組合組織或は公共団体によっても設置開校出来るものとする。又この訓練に該当する青少年達自身の要望があれば、此の義務的職業訓練を受ける代りに“社会主義青年同盟任意労働班”に属することも出来る（実質的には労働を通じて訓練を受ける訳である。）

これらの青少年の訓練修了後の職場配置や、所定期間の作業経験の体得や訓練終了に伴う適当な証明書の授与等については、賃金労働委員会議長の定める指導基準によって規制されるべきものとなっている。

#### (B) ワルシャワに於ける青少年の職訓の義務化

前項の1961年7月法とは別に、尤も法律の趣旨は殆んど反映されてはいるが、ワルシャワ地区に限り、1967年7月25日閣僚会議の決定した命令（Decree）によって、15才～18才の青少年で現に企業に働いていないか若くは在学中でない者の職業訓練は義務づけられている。この命令は1968年9月5日より発効した。そして、文部大臣、賃金労働委員会議長及びポーランド人民委員会最高会議の三者が此の命令の実施上の責任を負うものである。

特定の青少年の職業訓練義務化の措置はヨーロッパ諸国の中で数少ない事例として注目されている。

（注：1967年、この命令により該当者約4000名の青少年が調査対象となり、この内約2500名が職業学校の定時制コースへ収容され、約1600が全日制コース（1年又は2年制）へ入った）

## IV 実技実習に関する職業学校と企業側との関連上の困難点

### — 職業学校附設の実習場の問題 —

過去数年間の経緯から見て、職業学校としてはその生徒の実技実習訓練を企

業側に委託してこれを組織化することに関連して或る程度の困難性を感じて来ていた。つまり企業側としては工場現場での実習訓練を職業学校との委託協定によって供与することに好意的でなかったり、場合によっては委託協定を拒否することもある状況であった。その理由としては、職業学校の生徒に向くような適切な作業状態が企業側に欠如していることや、工場の労働者自身が生徒達を自分の作業班に受け入れるのに不満があつて、生徒が作業班に入りこむと労働者の稼働収入が減少することを懸念したりするのが主な理由であつた。

そこで現在では、職業学校自体が、企業を煩すことなく、校内に実習場(workshop)を設置してそこで実技訓練をする形態が主要な方法となっている。特に実技実習の職種は、金属加工、木工、電気技術関係である。

又反面、或る生産部門については、企業側と職業学校実習場との協力関係が成立して、国家経済に於ける生産単体として訓練と作業の二重の役割を果す面もある。

最近では、職業学校実習場で学校の必要とする各種教材・教具の製作を進めることが著るしく恒常化している。尤も生徒達のこの製作・生産作業は、営利目的ではなく職業学校自体の学科と実技両面の教科課程のニーズ(必要性)にきびしく従つて実施されるような仕組みであらねばならない。

学校実習場で生徒達が各職種関係の実技実習の面で特に効果的と評価されている事例として、職業学校の内40%の学校がその実習場で製作した機械工具類は機械産業に於ける実際企業の上からもその大部分は要請に即応した合格品であつた(1967年の事例)

## V 後期中等職業学校開設の提案

(Post-Secondary Vocational school)

前項迄に述べた処は義務教育(従来は7年制, 1966-67 学校年度より8年

制を遂次導入（義務教育延長については後述）を了へて入る基礎職業学校及びこれと類型を同じくする企業自設自営の工場学校（plant school）についての概要であり、所謂熟練工養成を目途とした施設の問題であるが、それよりもややレベルの高い謂はば中級レベルの職業訓練を若者に供与する学校としての後期中等職業学校の開設の提案が1957年に、普通・高等教育担当相によって表（文部省）明された。

即ち 基本的には、この後期中等職業学校の目的は、普通中等学校（日本の中学校相当）卒業証明書を保有する生徒達で、出来るだけ速かに雇用に入りたい希望者に中級レベルの職業訓練を供与すべきものとなっている。つまりテクニシャン レベルの、しかも従来の中等学校の4年制実業科コースで既に与へられているような専ら学科理論中心の職種訓練に集中すべきものとされている。従ってこの段階での教育訓練は、基礎職業学校とか工場学校の実習場での実技実習に比重を置く方式よりも、専ら理論的学科指導に重点を置く職種例へば、ラジオ工学、オートメーション設備等やや複雑な機械設備系統のテクニシャン養成を目途とすべきであると提案されている。

以上の如き文部当局の提案が中心となって、普通中等学校卒業証明を取得している生徒に職業訓練を供与する学校（“Zawodowe szkoły pomaturalne”）が1957年に設置されたのである。

茲来この種学校への入学者は逐年次のように増加を示した：

1960年度	7,500名
1965	15,300
1967	16,400
1968	18,000

即ち上記の入学数を中等学校卒業者数と対比した場合、中等学校卒業証明取得の100名の生徒の内“20名が熟練作業訓練を志して此の新しいタイプの職業学校に入ってゆくことを意味するものである。

扱て 此の新しいタイプの職業学校は、次の三系統の訓練を供与する。

- (1) テクニシアン レベルでの職業・職種への準備教育
- (2) 公衆衛生部門の職業への準備教育
- (3) 商業又は事務系職業への準備教育

入学希望者の大多数は上記(2)と(3)の系統であり、その約66%は女子である。只ここで考へねばならぬ点は、(1)の系統への志願者が少ないと云う事実とは全くはなれて、総体的に云へばテクニシアン訓練と云うものは此の新しいタイプの学校では実施すべきものではないと云う事である。その主な理由は、此の種学校に入学する生徒の普通教育レベルは可なり高いにも不拘、2年教育課程で学科と実技の両面を包括しなければならない重要な基礎的技術訓練を満足する迄に供与すると云うことはむづかしい事は、これ迄の経験で判明したことであり、又一つの理由は、本来テクニシアン訓練を本義として運営されて来ているテクニクム即ち工業専門学校が別に存在しているからであり、このテクニクム(technical college)と競合する危険を冒すことになるからである。

従って将来此のタイプの学校の発展の方向はテクニカル・カレッジの担当する以外の分野即ち労働者のための広汎な一般技術訓練を必要としない分野、つまり、比較的高い一般教育が役に立ち得るような分野での人力需要の条件に従って推進されねばならない。

従って此のタイプの職業学校の訓練職種の分野は、公衆衛生、商業、事務系職業、ホテル営業系部門、社会的文化的団体活動部門等に指向される。

## Ⅶ 義務教育年限の延長とそれに伴う中等教育(職業・技術教育を指す)の再編成問題

義務教育の延長問題即ち従来7年制を8年制に延長する案は1961年頃から検討され茲来漸進的に初等教育制度の中に導入することとし、1966~67学



校年度の始め頃から全面的に適用することとし、従って普通基礎教育に第8学年を設置することとした、その結果それに関連して中等教育も再編成する必要を生じた。

かくして文部省としては、職業学校と工業学校の改編に関し次の如き原則を適用すべきことを方針として決定した。

即ち1965～66学校年の終りに普通基礎学校（日本の小学校）の第8年に進んだ生徒はそれからの1年間をそのまま基礎学校にとどまることも或は又職業学校の第一年のクラスに進んでも何れでもよいことにする。

従って此の結果職業学校の第2年に進級する際に学校側が発行する進級証明書は義務教育の第8年の終了時に普通基礎学校（小学校）が授与する終了証明書と同格と認められることにした。

1967年9月1日より基礎職業学校の教科課程の再編成と工業学校のそれと全様な改訂が結果的には、それらの生徒達のより広汎な知識に適応した新しい教科課程の漸進的導入となるように意図された。

1970年次には基礎職業学校卒業証明書を保持する生徒達に教育学的・技術的訓練を供与する目的の産業技術学校（Industrial technical school: technikum przemysłowo-pedagogiczne）（生徒は将来指導員になる目的である）も上記と全様の趣旨に沿って再編成されるものとした。特にこの学校では、必須科目として“企業経営経済”が教科課程の中に入ることになっている。

## Ⅶ 人民共和国の教育発展の将来の展望

### — 人口の推移と更に義務教育期間の延長案を背景に —

ポーランドの農業人口が1950年の労働人口の58%から逐年減少を示し  
※1  
1985年次には25%へ激減し、その反面工業化の進展によりその年次には工  
※2

業人口23%から40%へと著増すると予測される。サービス産業人口も又ほぼ全様の上昇傾向を示すものと長期予測(1969年)では判断されている。

この社会経済機構の変遷に伴い職業訓練も又益々複雑な問題に当面するは当然であり、訓練の内容にも科学的又社会経済的科目を比較的高い割合で編入する必要も当然生ずる筈であり、それに伴い8年制の義務教育制度自体も又修正される必要があるだろう。

即ち最近の児童心理の発達の急速化に鑑みて、予測し得る程度の将来に於て、義務教育の開始年令は現在の7才からおそらく6才に早められるであろう。そうすると、原則として働く権利が18才迄は取得出来ないと云う見地から、現在の16才の修了年令も修正されねばならなくなるであろう。

又16才~18才年令層の若者の雇用機会は将来減少(表1)し、地方から都市への人口移動は増大するであろう。

この様な事態に対応するためには現在の教育・訓練制度を再編成して従来よりも相当長期化する普通教育の上に職業訓練をつぎ足すことが必要となってくるであろう。そして科学的進歩や技術革新の影響が如上の事態に及べば及ぶ程一般教育パターンの中での分化現象への必要性は益々増大することになる。

義務教育を6才から開始して18才迄延長すると云う所謂12年制案はこれ迄永らく提案されて来た問題である。そして此の解決策は恐らく採用される可能性はありうるのである。

但しその場合の条件としては、12年制と云う学期の期間の中に充実した普通教育のみならず中級レベル目標の職業訓練をも包含することが前提である。尤も職種次第では12年制の学期以内で職業訓練が完了するかしないかの問題が発生する。

とも角も義務教育而も職業訓練をも含んだ此の革新的な延長案には必然的にばく大な教育費を必要とする。従ってこの経費を少しでも軽減する方途としては生徒達はその職業訓練の期間中に何か経済に寄与する有用な生産作業を行うことである。

又義務教育年令のこのような延長案は必然的にその他の困難な問題をひき起す。つまり若者の教育レベルにそれば急速に反映する一方に於て人口の大多数にとっての平均的教育レベルは当分の間低いままの状態となろう。中年層の教育達成レベル上昇のためのあらゆる努力に不拘その上昇率は低調であろう。

将来の人口全体の教育水準を予測すれば30年後つまり2000年には30才層の教育レベル別に見た区分は、高等教育グループ19%、中等教育レベルグループが66%、そして初等教育グループが15%と予測される。これを60才年令層について予測すればこの区別はそれぞれ6%、22%、38%となり残りの34%はごく限られた初等教育グループとなるであろう。

註※1

ポーランドの労働人口の推移

年次	1950 から 1965 へ	1965 から 1980 へ
	単位 1000, 人 %	単位 1000, 人 %
労働人口増	2279 増 22.0	4037 増 26.7

労働人口は1965年から1980年迄の間に可なり大巾の増を予測されるが、反面20才以下の若年労働人口はこの期間に(下記の表)減少するであろう。従って1980年以降は若年労働人口は減少することになる(老齡化)

(表1)

(単位1000人) 労働力人口の推移 (青少年層の減少)

年次	1965	1970	1975	1980
総計	15133	16498	18008	19170
15才以下	24	22	17	13
15-19才	1222	1414	1343	1047

(1960年次の農業労働人口は、6,636,600人 即ち全労働力の47.7%を占める)

西ヨーロッパ諸国への小麦の供給国として、ポーランドの農業は産業の中の重要な比重を占めて居り、従って此の国の農業技術・耕作技能の訓練は古くから重要視され農村子弟の多くは農業予備学校(全国2620校)で農業専門の職業訓練を受けており、その生徒の多くは更に高度の農業技術習得のための上級学校(農業テクニクム)へ進学する。農業予備学校: Agricultural preparatory school は小学校を了へて後2年制の基本的農業訓練と継続普通教育を与える学校で、通常6ヶ月の学科指導と残りの期間は農業実習訓練に充当される)

然し乍らポーランドも逐年工業化が進むにつれて農業人口は今後減少傾向を示し他面工業・サービス業部門の人口が増加しつつある。産業別労働力分布率を示すと:

年 別	農 業	工 業	サービス業
1950年	58%	23%	19%
1960	48%	28	24
1985	25%	40	35

(尙 農業人口が工業地域へ移動する場合、新規に建設される工業センターへ労働者が移住するのを奨励する方策として、特別ボーナスを支給する方法がこれ迄用いられて来ておる。即ち、その工業センター地域に居住設備商店、学校等が完備する迄は労働者は基本賃金の20%~40%相当の特別給付を支給された)

註※2

#### 工業化への長期計画

大体、東ヨーロッパの諸国は一樣に経済発展の計画経済に、二つの方式即ち5~7年を目途とする中間計画と20年間の長期予想計画を採っている。ポーランドも又此のソ連式プランニングをモデルとして次の様な集約的工業化計画を有する。

即ち 1966~1985 年間の長期予測計画によって集約的工業化のための67の新規工業センターと中規模工業化のため22のセンターの建設を目途とし、そこに含まれる工場数は総数800乃至1000である。

尚ポーランド工業の主な分野は鋳業・製鉄業、非鉄金属・機械工業及び化学工業である。(例示：工業生産指数1937年=100として、1950年208、1955年441、1960年703、1962年841と着実に延びている)。

## Ⅷ 成人教育に就いて

大戦によって甚大な打撃と人的損害を受けたポーランドは戦後多数の職業が未熟練労働者か又は高度の専門技術労働者によって埋め合はされねばならなかった。1962年頃に至って産業の復興拡大に伴いこれらの労働者は産業技術・技法の広汎化しつつある複雑性に対応する必要を迫られた。従って成人教育の形態と内容が極めて重要な問題となってきた。そこで1962学校年次では此の種教育は大体次の線に沿って労働者の教育を進めることにした。

- 即ち(1) 各種産業分野に関連した職業的技能を含んだ一般基礎教育によって労働者がよりよい仕事が出来るように意図すること。
- (2) 普通中等教育を夜間制又は通信講座制を通して供与し、当時約78,500名(大半は労働者)の中等教育完成の意欲を達成せしめること特に彼等の数学物理学の教育レベルの向上を計ること。
- (3) 夜間制又は通信講座制の労働者のための職業学校に於ける教育計画は1958年制定の公認職種表に基づいて実施さるべきこと、その教科内容は大体、青少年のための職業学校と同一軌道に乗るべきこと、そして将来は3年制訓練の新しい型の職業学校制度に迄拡大し、程度としても基礎職業学校を完全に修了した人達だけを受け入れるレベルの学校に迄拡大すること。

如上的ような将来の成人教育のあり方についての方向づけに対して、1963年9月、労働組合側としては、成人教育推進のために中央委員会を設置し次のような指導方針を定めた。

即ち(1)技術的技能を要する作業に従事する労働者は訓練を受けるべきこと  
(2)少なくとも2年間の実務作業経験を有する労働者から優先して基礎職業学校に編入せしめること、(3)テクニシャンレベルの訓練については大企業筋(大体2000名の従業員を雇用している企業)の自設の技術学校(テクニクム)を利用せしむべきこと。

継続訓練についても企業自体で必要措置をすべきであること。

尚 これらの問題については、文部省、人民委員会最高会議、労働者経営管理委員会が全国にわたって以上の成人教育活動推進のため相互に協力すべきであることを労働組合は主張した。

このような情勢下に於て各関係機関の協力的な成人教育推進の運動が展開した、その結果1965年、閣僚会議は労働組合中央委員会(上記の1963年9月設置の委員会)と協議の結果、成人教育促進のための一連の措置即ち労働者の基礎訓練と継続訓練のための定時制訓練コースを通じての推進策が導入されたのである。

尚 継続教育については、昇進及びレベル向上のための訓練の双方を含むものとして考慮されたのである。

即ち、前述した通り1967年9月以来進められてきた中級レベルの職業・技術の再編成による改訂された教科課程は定時制の成人教育コースにも1969年9月1日より適用されることとなった。

具体的には、(第1)には5年コースの労働者のための工業専門学校(technical college)を開設し1971~72年迄に成人労働者のための特別コースを措置する。

(第2)には3年コースの労働者のための工業専門学校を開設し、作業経験を持った労働者で只入学条件としては数学と国語(ポーランド語)の入学試験を

合格しなければならない。

(第3)には、労働者のための工業学校2年制コースを開設する。入校条件は普通中等学校の卒業証明書を保有する労働者であることである。又一般の工業専門学校普通科又は職業科コースで中等教育を受けた者にも入校は許される。

此の学校の2年制技術コースは上級テクニシアン資格証明書の取得が目的であり上記(第1)と(第2)の各コースは特定の専門分野でのテクニシアン証明書の取得が最終目的である。